

令和8年度 町内会・自治会に対する補助金等一覧（地域コミュニティ支援課関係）

補助金等名称	補助等の基準	申請書送付時期	補助金等名称	補助等の基準	申請書送付時期																		
コミュニティ活動推進交付金	(1)の活動と、(2)～(4)の活動それぞれ複数事業を行う場合に交付 (1) 事務連絡活動 住民相互間の連絡網の整備、行政事務の住民への連絡のための活動（回覧板、掲示板の整備等も含む） (担当 地域コミュニティ支援課) (2) 青少年育成活動 青少年の健やかな成長に資する健全育成、非行防止のための活動 (担当 青少年会館) (3) 地域・世代間交流活動 通年で行う文化活動、保健体育活動、高齢者と若い世代の交流活動等、地域・世代間の交流を図る活動 (担当 地域コミュニティ支援課及び福祉総務課) (4) クリーンよこすか活動 クリーンよこすか運動において、地域住民への啓発及び地域の清掃等の美化活動 (担当 廃棄物対策課) 【交付金額】 ・世帯割 1世帯につき 500円 ・会長活動費 各団体一律 12,000円 ・均等割 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>町内会世帯数</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 世帯以下</td> <td>188,000円</td> </tr> <tr> <td>51 ～ 100 世帯</td> <td>191,000円</td> </tr> <tr> <td>101 ～ 300 世帯</td> <td>204,000円</td> </tr> <tr> <td>301 ～ 500 世帯</td> <td>217,000円</td> </tr> <tr> <td>501 ～ 1,000 世帯</td> <td>241,000円</td> </tr> <tr> <td>1,001 ～ 1,500 世帯</td> <td>264,000円</td> </tr> <tr> <td>1,501 世帯以上</td> <td>271,000円</td> </tr> </tbody> </table>	町内会世帯数	交付金額	50 世帯以下	188,000円	51 ～ 100 世帯	191,000円	101 ～ 300 世帯	204,000円	301 ～ 500 世帯	217,000円	501 ～ 1,000 世帯	241,000円	1,001 ～ 1,500 世帯	264,000円	1,501 世帯以上	271,000円	5月中旬に申請書を送付	町内会館建設費等補助金（注1） ※R7年度補助金希望調査にて回答いただいた団体を優先に対応いたします。	区分	補助率	補助限度額	該当町内会は事前にご相談をさせていただきます。 ※施工後にご相談いただいた場合、補助金の交付をできかねる場合があります。
		町内会世帯数	交付金額																				
		50 世帯以下	188,000円																				
		51 ～ 100 世帯	191,000円																				
		101 ～ 300 世帯	204,000円																				
		301 ～ 500 世帯	217,000円																				
		501 ～ 1,000 世帯	241,000円																				
		1,001 ～ 1,500 世帯	264,000円																				
		1,501 世帯以上	271,000円																				
		新・増改築及び会館購入や模様替え工事等（70万円以上）	5/10	1,000万円																			
耐震補強工事（注2）	5/10	650万円																					
70万円未満でも対象となる工事	5/10	①:バリアフリー目的外構工事（補助限度額130万円） ②:①以外のバリアフリー工事 ③:消防用設備工事（補助限度額1,000万円）																					
町内会館耐震診断補助金	区分	補助率	補助限度額	耐震診断の実施を検討している団体は事前にご相談ください																			
	木造	-	26万6,000円																				
	木造以外	3/4	203万円																				
町内会館建設等資金利子補給金	補助対象は平成12年5月31日以前に建築確認を得て建築した会館（木造に限る。） 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築した会館（木造以外に限る。） 町内会館建設費等補助金の交付決定を受けた町内会、自治会が建設資金の一部を金融機関から借り入れた場合、その借入れ額の利子の一部を補給 利子補給対象借入限度額 500万円 利子補給 年利率（上限3%） 補給期間 3年間		該当町内会へ4月から2月までに申請書を送付																				
町内会法人化促進事業補助金	町内会・自治会の法人化に伴う不動産の登記費用に対する補助 補助率 登録免許税相当額の3/10 補助限度額 土地50万円、建物50万円	該当町内会へ認可の際に交付																					
連合町内会補助金	各地区連合町内会に補助 (1)均等割 1団体 50,000円 (2)町内会数割 1町内会 2,000円 (3)世帯割 1世帯 5円 ※ (1)(2)(3)の合計額を交付	5月中旬に申請書を送付																					

注1 一部でも建物の増改築をする場合は、建築基準法に基づいて工事を行ってください。工事の発注に関しては、市内の事業者を優先してください。工事（リフォーム含む）及び市内工事業者等については建築士による相談が受けられます。連絡先：（一社）神奈川県建築士事務所協会横須賀支部（046-823-0386）

注2 横須賀建築設計事務所協会に、耐震診断および耐震改修設計を依頼していることが、要件です。

※赤字部分が今年度からの変更点となります。

令和8年度 町内会・自治会に対する補助金等一覧（地域コミュニティ支援課関係）

補助金等名称	補助等の基準	申請書送付時期
町内会・自治会デジタル化推進補助金	<p>町内会・自治会、地区連合町内会・自治会がデジタル化に取り組む際に必要となる機器の購入、通信環境の整備、ホームページ構築などに要する経費に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率 デジタル化に関する経費の総額の1/2（千円未満切り捨て）・補助上限額 10万円 <p>※申請は1年度に1回、最大3回（3年度分）まで</p>	4月頃に申請書を送付